

# 法律の 現場から

84

## 首相が靖国神社に 参拝することの 憲法上の問題点

弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 白川 秀之

昨年12月26日に安倍首相が靖国神社に参拝しました。

憲法20条は国家と宗教との分離（政教分離）を規定しています。

これは、戦前の国家神道のもとで他の宗教が弾圧された反省に基づいています。国家と特定の宗教が結びつくと、他の宗教やそれを信奉している人が差別されかねません。

中曾根首相は1985年8月15日に公式参拝し、小泉首相も2001年8月13日に秘書官同行の上公用車で靖国神社を訪れ「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳、

私費で献花代3万円を納め参拝しましたが、いくつかの高等裁判所は公的な参拝に当たり、憲法の政教分離原則に反するとしています。

今回の安倍首相の参拝は玉串料こそ私費で支払いましたが、公用車に乗り、秘書官を行し、内閣総理大臣と記帳しており、私的な参拝ではなく、公的な参拝と言つて良いと思ひます。海外からの批判だけでなく、憲法の定める制約を軽々と踏み越えている点で、今回参拝は非常に問題が多いと思います。

## 北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

**☎914-4554**

(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所  
(地下鉄「平安通」下車すぐ)